

総合犬山中央病院 開放型病床等施設共同利用実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会医療法人志聖会 総合犬山中央病院(以下「病院」という)が、社団法人尾北医師会(以下「医師会」という)との合意に基づき、医師会会員(以下「登録医」という)が病院の病床・病院施設及び医療機器を共同利用し、地域の医療機関相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的利用を図り、また研修会・症例検討会等を通して相互の自己研鑽に努める事により、地域医療の向上に貢献する事を目的とする。

(登録医)

第2条 開放型病床等を利用する事ができるのは、医師会の会員及び医師会長の推薦を受けた医師で、院長に登録医申請書を提出し、受理された医師とする。

- 2 登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、登録医から登録期間終了の2ヶ月前までに登録を更新しない旨の意思表示がない場合は、登録は更新されたものとみなす。

(共同利用)

第3条 登録医は以下の施設等を共同利用する事ができる。

- ① 病院が定めた開放病床
- ② 診療に必要な医療機器及び検査機能
- ③ 研修会・講演会及び症例検討会への参加

(開放型病床の設置)

第4条 開放型病床は、共同診療及び指導を目的とした病床として、当院病棟内(3階病棟・4階病棟・6階病棟)に10床設置する。

- 2 開放型病床を利用できる患者は、急性期の患者を対象とし、入院可能日数は原則として3週間以内とする。これを超える場合は、当院医師と協議の上、一般病床へ転科・転棟もあり得る事とする。

(共同診療)

第5条 登録医により開放型病床に入院した患者は、当院医師と登録医は相互の連携を密にして共同で患者の診療・指導にあたるものとする。

(相互責任)

第6条 開放型病床に入院させた登録医は、当院医師に入院患者の詳細な診療情報を提供しなければならない。

- 2 当院医師は開放型病床入院患者の治療計画等の診療情報を登録医に説明しなければならない。
- 3 開放型病床に入院した患者の治療及び管理責任は病院にあるものとする。
よって当該患者に対するいかなる診療行為も当院医師を介して行い、看護師等に直接指示はできないものとする。

(開放型病床運用指針)

- 第7条 登録医が開放型病床を利用する場合、事前に地域連携支援センターに連絡の上、所定の手続きをとるものとする。ただし、緊急の場合は直接当院医師に連絡をとり、後日所定の手続きをとるものとする。
- 2 開放型病床利用について登録医の申請を受理したとき、病院は速やかに当院医師を指名して共同診療体制を作るものとする。なお、当院医師は登録医からの指名も認めるものとする。
 - 3 開放型病床を利用する登録医は一週間に一度以上病院に赴き、当院医師と共同で当該患者の診療を行う事とする。
 - 4 開放型病床に入院した患者の転室は病状により、登録医と協議の上変更ができるものとする。ただし、緊急の場合は当院医師の判断に委ね、後日登録医に報告するものとする。又、一般的な取り扱いは病院諸規定に準じて行うものとする。
 - 5 病院に診療等で訪問する場合は、事前に地域連携支援センターに予定日時・患者名を報告し、来院後は地域連携支援センターに立ち寄り、備え付けの来院簿に所定の必要事項を記入するものとする。
 - 6 入院患者を診療したときは、必ず「共同診療指導録」に日時・登録医名・所見等を記入するものとする。
 - 7 病院での共同診療の時間は、原則として月曜日から金曜日の午後 1 時から午後 4 時までとする。その他、上記時間以外に特別な要件がある場合は、事前に地域連携支援センターを通して当院医師と調整するものとする。
 - 8 登録医は入院患者の急変等の非常事態に備え、緊急連絡方法を地域連携支援センター及び当該入院患者の病棟の看護師詰所に明示する。

(病院設備・医療機器等の共同利用)

- 第8条 登録医は、自己の扱う患者に検査・手術が必要な場合、病院の保有する設備・機器等を当院医師立ち会いの元、使用する事ができる。また、必要に応じて検体検査についても依頼する事ができる。
- 2 病院は、登録医の要請に応じて保有する医療機器・検査機能を提供するものとする。又、放射線検査についても必要に応じ、当院医師の読影所見も提供する。
 - 3 登録医が利用できる医療機器・検査機能及び運用方法・基準は別途定める。
 - 4 登録医は、病院が開催する研修会・講演会及び症例検討会に参加する事ができる。病院は開催等について、地域連携支援センターを通じ連絡するものとする。

(地域連携支援センターの設置及び業務)

- 第9条 病院は、開放型病床等の利用を円滑に実施するために地域連携支援センターを設置する。
- 2 地域連携支援センターの業務は、平日は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、土曜日は午前 8 時 30 分から午後 1 時までとする。ただし、日祝祭日及び病院の定める休日はこれを除く。
 - 3 地域連携支援センターの業務は以下の通りとする。
 - ・登録医からの開放型病床・共同利用及び外来紹介等に関する病院各部署及び担当者との連絡調整

- ・ 関連する各種文書・資料等の記録・整理・管理
- ・ 地域連携支援センターの備品・消耗品の管理
- ・ 登録医以外の外来紹介及び病診連携に関する業務全般

(医療事故賠償責任)

第 10 条 開放型病床の運営・管理上で発生した医療事故で、登録医の診療行為にかかる賠償責任は、病院側の責任とする。

2 前項の医療事故において登録医に重大な過失があった場合には、当院が求償権を行使することがある。

(運営委員会)

第 11 条 開放型病床等の推進と円滑な運営を図るため、「総合犬山中央病院 開放型病床運営委員会」（以下運営委員会という）を設置する。

2 委員構成は、「院内会議・各種委員会一覧」を参照する。

3 委員長は、院長が任命した副院長とする。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。また、欠員補充の場合は前任者の残余期間とする。

(運営委員会の開催)

第 12 条 この委員会は、委員長が召集し、委員長はこの会の議長となる。

2 この委員会は、年 1 回定期的に開催し、医師会長・院長の要請に応じて委員長が必要と認めた場合、臨時に開催する事ができる。

3 この委員会は、委員長が必要と認めた場合、関係者の出席を求めて意見を聞く事ができる。

(運営委員会討議事項)

第 13 条 運営委員会は以下に掲げる事項を協議して決定する。

- 1 本実施要綱の改訂討議
- 2 開放型病床等運営における諸問題の改善
- 3 その他

(本要綱の改訂)

第 14 条 本要綱の改訂は運営委員会にて討議のうえ、院長・医師会長が了承した場合改訂することができる。

付則 この要綱は平成 13 年 2 月 27 日より施行する。
 平成 13 年 10 月 1 日より改訂施行する。
 平成 25 年 4 月 1 日より改訂施行する。
 令和 2 年 6 月 1 日より改訂施行する。
 令和 5 年 4 月 1 日より改訂施行する